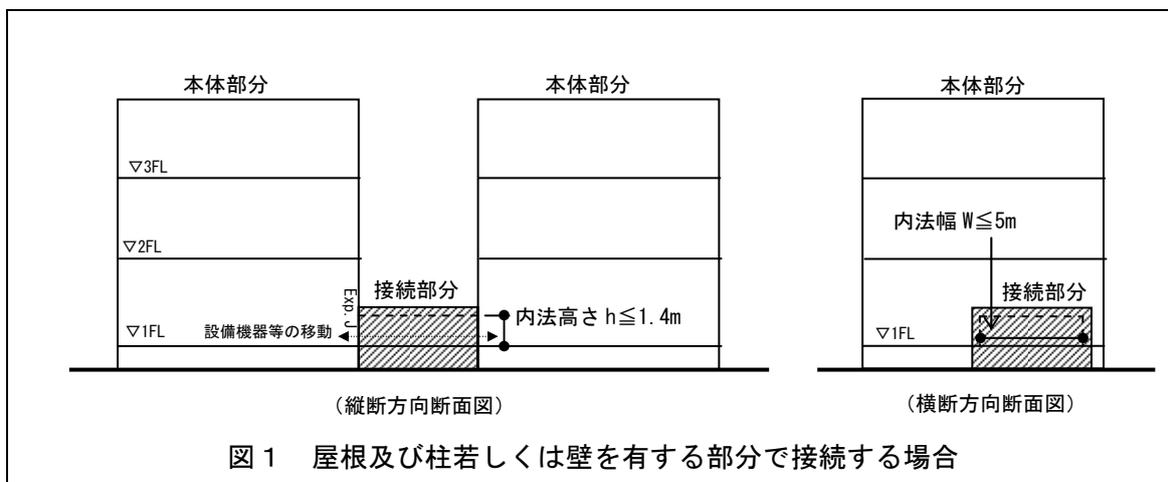


○別棟の取扱い（その2）

次のように専ら設備機器等の機械的な移動の用に供する（人の通行の用に供さない）部分（以下「接続部分」）で接続部分以外の建築物（以下「本体部分」という。）が接続されている場合は、別棟として取り扱うこととする。

1 屋根及び柱若しくは壁を有する部分で接続する場合（図1）

- ①本体部分は、防火・避難上の建築物とみなされる関係にないこと。
- ②接続部分は、本体部分の少なくとも一方とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接していること。
- ③接続部分は、本体部分と令第112条第1項に規定する準耐火構造の壁又は特定防火設備により区画されていること。
- ④接続部分の主要構造部は、不燃材料で造られていること。
- ⑤接続部分は1階の部分にあり、かつ本体部分相互間につき1箇所のみであること。
- ⑥接続部分の開口部内法寸法は、横断方向について機能上必要最小限のものであり、かつ高さ1.4m以下、幅5m以内であること（縦断方向の延長は問わない）。
- ⑦本体部分の延焼のおそれのある部分は、接続部分には関係なく、本体部分相互の外壁間の中心線から生じるものとする。



【解説】

本取扱いは、本体部分を接続するための地上部分にある接続部分について、本体部分を別棟とみなすことができる場合の接続部分の仕様及び本体部分との接続方法を示したものである。

なお、取扱い中の「設備機器等」には生産設備を含むものとし、開口部内法寸法として定めた「高さ1.4m以下」及び「幅5m以内」とは、階として取り扱わない場合の天井裏等の高さ制限を準用した数値及び設備機器等を移動させる際のコンベア等往復経路の合計幅として最小限必要な数値としてそれぞれ定めたものである。

【平成24年7月9日 建築確認検査室 決裁】